

新島村育英資金償還金の免除申請について

平素より、村の教育行政につきまして、深いご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

返還期間中に新島村に住民票を有し居住されている方については、月額20,000円を上限とし、償還金が免除となる特例が令和7年4月1日より開始となります。

つきましては、免除をご希望される方は申請書と必要書類をご準備の上、4月1日以降教育委員会又は各支所へご提出ください。

※申請書の提出に際して、発行日が令和7年度(4月1日以降)になっている、住民票及び就業(就労)証明書又は課税証明書又は非課税証明書等居住を証明するものが必要となりますので、各自ご準備ください。

※申請書の提出は毎年必要となります。

※免除期間中に新島村から転出(住民票を残したまま島外に就職を含む)された場合は、転出が判明した翌月から返還が開始されますので、必ず教育委員会へご連絡ください。

ご不明点等ございましたら、教育委員会までご連絡をお願いいたします。

新島村教育委員会 TEL: 04992-5-0203 MAIL: kyoiku2@nijijima.com
